（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働大臣又はこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域の一部改正）

第五条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働大臣又はこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域（平成二十一年厚生労働省告示第百七十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表第１の１の居宅介護サービス費の注13、第２の	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表第１の１の居宅介護サービス費の注13、第２の

二十一・二十二　（略）
二十三　介護給付費等単位数表第８の３の注のこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準
（略）
二十四・二十五　（略）
二十五の二　介護給付費等単位数表第９の14の注の厚生労働大臣が定める基準
（略）
二十六・二十七　（略）
二十七の二　介護給付費等単位数表第10の９の注の厚生労働大臣が定める基準
（略）
二十八～二十九の二　（略）
三十　介護給付費等単位数表第11の13の注の厚生労働大臣が定める基準
（略）
三十一～三十二の二　（略）
三十三　介護給付費等単位数表第12の16の注の厚生労働大臣が定める基準
（略）
三十四・三十五　（略）
三十五の二　介護給付費等単位数表第13の15の注の厚生労働大臣が定める基準
（略）
三十六・三十七　（略）
三十七の二　介護給付費等単位数表第14の17の注の厚生労働大臣が定める基準
（略）
三十八　（略）
三十八の二　介護給付費等単位数表第14の２の７の注の厚生労働大臣が定める基準
（略）
三十九・三十九の二　（略）
三十九の三　介護給付費等単位数表第14の３の11の注の厚生労働大臣が定める基準
（略）
四十～四十の三　（略）
四十一　介護給付費等単位数表第15の９の注の厚生労働大臣が定める基準
（略）

二十一・二十二　（略）
二十三　介護給付費等単位数表第８の３の注１及び注２のこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準
（略）
二十四・二十五　（略）
二十五の二　介護給付費等単位数表第９の14の注１及び注２の厚生労働大臣が定める基準
（略）
二十六・二十七　（略）
二十七の二　介護給付費等単位数表第10の９の注１及び注２の厚生労働大臣が定める基準
（略）
二十八～二十九の二　（略）
三十　介護給付費等単位数表第11の13の注１及び注２の厚生労働大臣が定める基準
（略）
三十一～三十二の二　（略）
三十三　介護給付費等単位数表第12の16の注１及び注２の厚生労働大臣が定める基準
（略）
三十四・三十五　（略）
三十五の二　介護給付費等単位数表第13の15の注１及び注２の厚生労働大臣が定める基準
（略）
三十六・三十七　（略）
三十七の二　介護給付費等単位数表第14の17の注１及び注２の厚生労働大臣が定める基準
（略）
三十八　（略）
三十八の二　介護給付費等単位数表第14の２の７の注１及び注２の厚生労働大臣が定める基準
（略）
三十九・三十九の二　（略）
三十九の三　介護給付費等単位数表第14の３の11の注１及び注２の厚生労働大臣が定める基準
（略）
四十～四十の三　（略）
四十一　介護給付費等単位数表第15の９の注１及び注２の厚生労働大臣が定める基準
（略）